

第1回

京都市会海外行政調査審査会記録

【「人と動物が共生できる都市・京都」の推進強化に向けた「京都動物愛護センター（仮称）」の整備充実と有効活用に関する海外先進事例の取組調査】

平成25年4月25日 開会

京都市会

京都市会海外行政調査審査会記録

「人と動物が共生できる都市・京都」の推進強化に向けた「京都動物愛護センター（仮称）」の整備充実と有効活用に関する海外先進事例の取組調査）

○平成25年4月25日（木）

○市会運営委員会室

○出席委員（8名）

会 長 加藤 盛司 議 員
副 会 長 井坂 博文 議 員
副 会 長 山本ひろふみ 議 員
副 会 長 湯浅 光彦 議 員
委 員 吉井あきら 議 員
委 員 加藤 あい 議 員
委 員 佐々木たかし 議 員
委 員 吉田 眞澄 元教授

○欠席委員

なし

○調査計画提案者

中村 三之助 議員
安井 つとむ 議員

○審査内容

「人と動物が共生できる都市・京都」の推進強化に向けた「京都動物愛護センター（仮称）」の整備充実と有効活用に関する海外先進事例の取組調査に係る審査

○配布資料

次第

京都市会海外行政調査審査会の組織及び運営に関する要領

京都市会海外行政調査実施要領

海外行政調査計画書

吉田眞澄氏プロフィール

○要求資料

なし

○特記事項

なし

[午前8時3分 開会]

市会事務局長（西出義幸）

ただ今から、京都市会海外行政調査審査会を開会いたします。

委員の皆様方には大変お忙しい中、早朝から御出席を賜りましてありがとうございます。

最初に、本日の委員の出席状況でございますが、委員8名、全員に御出席をいただいております。

次に、配布しております京都市会海外行政調査審査会の組織及び運営に関する要領を御覧ください。

第8条におきまして、会議は審査会において許可した者が傍聴することができるものと規定されており、本審査会の傍聴につきましては、市会運営委員会同様、市政記者の傍聴を認めておりますので、御承知おきください。

また、本審査会の審査内容につきましては、後日、逐語録を作成し、公開いたしますので、御承知おきください。

それでは、初めての審査会でございますので、委員を配席順に御紹介いたします。

加藤盛司委員でございます。

委員（加藤盛司）

加藤です、よろしくお願いいたします。

市会事務局長（西出義幸）

井坂博文委員でございます。

委員（井坂博文）

おはようございます。

市会事務局長（西出義幸）

山本ひろふみ委員でございます。

委員（山本ひろふみ）

おはようございます，山本です。

市会事務局長（西出義幸）

湯浅光彦委員でございます。

委員（湯浅光彦）

おはようございます。

市会事務局長（西出義幸）

吉井あきら委員でございます。

委員（吉井あきら）

おはようございます，よろしくお願
いします。

市会事務局長（西出義幸）

加藤あい委員でございます。

委員（加藤あい）

おはようございます。

市会事務局長（西出義幸）

佐々木たかし委員でございます。

委員（佐々木たかし）

おはようございます，よろしくお願
いします。

市会事務局長（西出義幸）

今回，学識経験者として委員に御就任
いただいております，吉田眞澄元帯広畜産大
学特任教授でございます。

委員（吉田眞澄）

吉田でございます，どうぞよろしくお願
いいたします。

市会事務局長（西出義幸）

なお，吉田元教授のプロフィールをお手
元に配布しております。

最後に，私，市会事務局長の西出でご
さいます。どうぞよろしくお願
いいたします。

続きまして，会長並びに副会長の選出
をお願いいたします。

配布しております京都市会海外行政調
査会の組織及び運営に関する要領を御覧
いただきたいと思います。

第5条第2項におきまして，会長並びに
副会長は，委員の互選により定めると規定
されております。

どなたか立候補，又は推薦はございま
せ
んでしょうか。

どうぞ，吉井委員。

委員（吉井あきら）

議会の市会運営委員長並びに副委員長が，
この審査会の会長並びに副会長に就任いた
だけたらと思います。

市会事務局長（西出義幸）

会長並びに副会長には，市会運営委員
会委員長並びに副委員長に御就任いた
だく
ことがよいとの御発言でございました。

委員の皆様，よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

市会事務局長（西出義幸）

ありがとうございます。

それでは，会長には加藤盛司委員に，副
会長には井坂委員，山本委員，湯浅委員に
お願
いすることといたします。

加藤会長，席の移動をお願いいたします。

市会事務局長（西出義幸）

それでは，これからの議事進行につ
きま

しては、会長にお願いしたいと思っておりますので加藤会長、どうぞよろしくお願いいたします。

会長（加藤盛司）

おはようございます。

ただ今、会長を仰せつかりました加藤でございます。

円滑な審査会運営ができますよう、誠心誠意努めてまいりますので、委員の皆様方の御支援、御協力をよろしくお願い申し上げます。

では、座って、続けさせていただきます。

審査会での発言についてであります、必ず会長の指名を受けてから、マイクを用いて行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

本日の審査会についてであります、まず、調査計画書の提出者から説明をしていただき、その後、質疑応答をしてまいりたいと考えております。

それでは、ただ今から審査に入ります。

今回、議長から諮問を受けております案件は、「人と動物が共生できる都市・京都」の推進強化に向けた「京都動物愛護センター（仮称）」の整備充実と有効活用に関する海外先進事例の取組に関わる調査計画についてでございます。

それでは、提案者の中村議員、安井議員、提案者席にどうぞ。

それでは、提案者、説明をお願いいたします。

提案者（中村三之助）

皆さん、おはようございます。

まずは、この度は、今回の我々の海外行政調査の計画に対する審査会を行うに当たりまして、早朝よりお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。まずもっ

て、お礼感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、早速ではございますが、今お手元に配布されております、今回の計画書に基づいて、私の方から、この調査内容について、説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願い致します。

まず、今回の調査目的でございますが、御承知のとおり、この京都には「家庭動物相談所」が現在あるわけですけれども、それに対する課題がずっと前から指摘されていた中で、ようやく整備をしようということが正式に決まったことは御承知のとおりでございます。

門川市長が、日本一の動物愛護センターに造り変えるんだということで、本会議場でもはっきりと御答弁をされ、現在、それに向かっての実施設設計が行われている最中ございまして、来年度から着工に当たろうというような運びにようやくなったところでございます。

つきましては、そういう来るべき動物愛護、仮称ですが京都動物愛護センター、この施設整備、またその整備した後の施設が有効に活用され、「京都市動物愛護行動計画—京（みやこ）・どうぶつ共生プラン—」これも作られているわけですけれども、それを推進すべく、そして、京都市民に大きく還元される期待に応えられるような、そういう施設にならなくてはなりませんし、そして大事なことが、後ほどにも触れますが、今年の9月に改正動物愛護管理法ということで、従前の法律が変わりまして、やはり動物に関する共生というもんが大変前に出た内容になり、9月からそれが施行されていくと。この新たな法律にのっとなった、そういう意味では、日本で初めてになると思うんですけれども、そういう管理運営をする、ソフトも含めて、世界的に注目され

る先進的な取組をしているところを、まずはしっかりと調査研究して、そして日本一の大げさな大きさじゃなくても、そういうような内容、ソフトの分ですけれども、そういう施設にするべく情報をしっかり仕入れて、還元するということが、今回の大きな目的でございます。そして、人と動物が共生できる社会システムをまずは日本の中で、京都から発信していこうというところ、ここにつなげていくことが、今回の視察においてできるだろうと、こういう思いでやろうとしてるものでございます。

そして、テーマにつきましては、先ほど冒頭におっしゃっていただいたように、「人と動物が共生できる都市・京都」の推進強化に向けた「京都動物愛護センター（仮称）」の整備充実と有効活用に向けてというテーマで行います。

2 ページを開いていただきまして、つきましては、今の目的に関わって、調査項目を挙げさせていただいております。

アですが、動物愛護・人と動物の共生に関する先進的取組の事例を調査しようと。

イが、動物保護に関する法規とその実施状況についての調査をしようと。

ウが、動物保護協会及び動物保護施設の運営及び活動状況について調査をしたい。

エが、動物保護に関する行政と民間の連携協力の状況についての調査をしたいと。

オが、動物保護施設における動物保護教育活動の先進的取組の事例。

なお、括弧書きで書いてますが、海外では動物保護の用語が一般的で、日本のように動物愛護というような言葉は使われていないということを知っております。

カが、人と動物の共生を進める都市の総合力。そこら辺を調査したいと。

これらの調査項目を挙げたその理由というものが、下に選定理由として掲げさせて

いただいております。これは、先ほどと重複するところもありますが、平成21年3月に、「京都市動物愛護行動計画一京（みやこ）・どうぶつ共生プラン」が策定され、動物の捕獲、収容、殺処分に重点を置いてきた従来の方針から、「人と動物が共生できる都市・京都」を目指して、動物愛護行政への転換を図っていくというところは御承知のとおりでございます。

しかしながら、本市の現状からは、ちょっと古いデータで、昨日最新のデータをもらいましたけれども、その今の犬、猫の引取数うんぬんですが、24年度の犬が209匹で、殺処分が39匹で、パーセントは18パーセント、譲渡数が107匹とかですね。猫は1,423匹、猫はやっぱりどうしても多いんですけれども、その殺処分が、1,218匹で86パーセントは殺処分になったと。譲渡数は、猫の場合は55匹しかないと。

いずれにしても京都は徐々に取組も、猫については行政の関係も取組があって、従前から比べたらどんどん減りはしてるものの、まだまだ道半ばというのが現況でございますし、これらを解消するには、市民の動物愛護管理に関する活動のその応用が必要であるということと、関係者間の相互理解に基づく、共汗の関係。これは、特に市長がよく言ってる言葉ですが、共汗の関係の強化。こういうものがないと、実際広がっていかないということでもあるわけなんです。そういったものを推進するための、ソフトの面での基盤整備が当然必要なんです。そういう意味では、今回のこの愛護センターの開設に備えて、早期に人材育成や共汗関係の在り方を含め、共汗システム整備に取り組む必要があります。少しでも早く行く必要があるなということでございますし、他方で本市の動物愛護の基幹施設である「家庭動物相談所」についても、前

からの課題について、概要を挙げるとすれば動物の収容能力が不足してるとか、犬、猫の譲渡推進施設の不備であるとか、動物愛護・適正飼養啓発及び実施施設の不備であるとか、動物愛護に関する活動支援及び情報発信基地としての設備が不備であるとか、防災及び災害時における動物保護設備に関しては、まだまだ不備があると、色々こういう問題を抱えているというのは、御承知のとおりでございます。

そういう中において、先ほど申しました今年9月からですね、この動物愛護管理法が改正されて、目的の中身をこの手元に持っておりますけれども、特に第1条、目的の改正というのがあるんですけれども、それに関しては「人と動物の共生する社会の実現を図ることを目的とする」ということが明記されているとともに、動物愛護管理推進計画の中に「災害時における動物の適正な飼養及び保管を図るための施策に関する事項」ということを策定することが義務付けられたということ、「引取りを求める場合の事由がないと認める場合として環境省令へ定める場合には、その引取りを拒否する、拒否することができる」とか、あと、「引取りを行った犬又は猫について、殺処分がなくなることを目指して」と、はっきりとうたわれておるとかですね、その一方で一方策として、動物愛護団体に引取りだけでなく、譲渡についても委託ができるようになるとか。動物虐待について、獣医師通報制度が設けられているとか、また更に書いてあるんですね。この第4条のところでは、終生飼養するということ及び繁殖に関する適切な措置を許すこと、それとかマイクロチップのこととか、色々新たな法律の中で、行政がやるべきことが出てきておる状況でございます。

そういう意味で、今後この京都市動物愛

護センターの役割は大きく変えていく要因が出てきてるわけですね。だから、今回の京都で造るセンターは、まさに改正法に基づいて日本で初めて作っていくという、こういう施設におのずとなり、それに責任といますか、やっていく大変大きな意義があると思うわけですね。

そして、本市ではこのセンターを設置するに当たり、構想委員会においても、人と動物が共生できる潤いのある豊かな社会の出現に供する施設であること、誰もが利用できる施設であること、それから、動物愛護ボランティアとの共汗で進める施設であるということを観点に提案されております。

まずは、このようなコンセプトに基づいて、動物を通じての命の大切さや、人と動物の正しい関わり方の理解と本市における、人と動物の共生を推進する場としての整備を図る必要があると思うわけです。その上で、より発展的に「京（みやこ）・どうぶつ共生プラン」推進のこれからの中核施設としての戦略的な要素を加え、長期的な視点からの総合的、体系的なアプローチも必要であると思います。

都道府県や中核市との連携とか、動物愛護教育の推進などの個別の課題については、国内の類似施設にも興味のある取組をしているところが見られるわけですが、今本市が、この「京（みやこ）・どうぶつ共生プラン」に実現しようとしているのは、まちづくりそのものに関わる総合的なものであるという。そのこととの関係で、このセンターの整備等、整備後の運営について広く求められるのが総合力である、このように考えております。このような視点からすると、我が国では、ほか色々、青森やら横浜やら、色々ところ新しくできたところもあるんですけれども、そういう意味では、その参考事例ということはないんです

ね。やっぱり、海外レベル、ロンドン、ドイツ、イギリスといふところやったら進んでいますから、そこでないとやっぱりそういうものが勉強できない。

なお、海外では、動物愛護は病院環境保護と一体的に扱われる傾向が強く、その点でも世界的な動物愛護の先進地である取組とその背景を調査、研究し、このセンターの運営等、整備と運営にいかしていったら、本市が世界の共生先進都市に名を連ねられる状況を作り出すことは、観光都市・環境都市京都の国際戦略としても非常に重要であると。

また、今後、都道府県・指定都市で進められることが予想される動物愛護センターの施設整備の範を示すことができれば、我が国における共生推進の先進事例としての役割を果たすことになり、その視点からも、この京都がまずのお手本。非常にすばらしい施設を造るといふのは大変意義があると、このように思っております。

ついでに、その次4ページですけれども、そういう調査のテーマに関わる都市として、選定ということで、これらの調査項目をどこへ行って調べるかというのを一覧として掲げさせていただいております。

アからカの調査項目をそれぞれ、ドイツ、それからフランス、イギリス、それぞれのどういう機関、施設であったり、役所であったり、それから民間の団体のところとかというふうなところで書いており、これを見てください。

それから、5ページ以下は、それぞれの調べに行く行政又は民間団体、それから施設等の概要、内容を掲げさせて、5ページ以下掲げてさせていただいております。

そして、13ページの方にまいりますと、今回の日程ですが、7月の末から8月の航空運賃等が高くつくような時期なので、予

算の範囲内で行けるような日程で、この時間の中で考えていきたいと、このように思っております。

それから、14ページには、この経費というふうなところで示させていただいております。概要、以上でございます。

よろしく、御審議お願いいたします。

会長（加藤盛司）

どうもありがとうございました。

では、ただ今の計画書を提出者から説明がありました調査計画につきまして、何か御意見とか御質問がございましたら、どうぞ。山本副会長。

副会長（山本ひろふみ）

御説明ありがとうございました。

おおむね、私どもとしては、私個人も含めてですが、こうして海外で調査されるということは、賛同しているところであります。

ちょっと意見的なことになるかもしれないですけれども、京都市でも動物愛護センターができるという中で、日本一の建物を造ったからと言って、その市民の動物に対する考え方が大きく変わったり、ペットを飼う人のマナーが大きく変わったりするものではないと思うんですね。やっぱり、それをいかに有効に活用して、そういったマナーとか、飼うルールとかっていうものをいかに学ぶ、修復するか、また飼ってない人も、動物を飼うことをしっかりと尊重できるような風土っていうものを作っていくかなきゃいけないと思うんですけれども、そんな中で、恐らくヨーロッパなんかに行くと宗教的なことであつたり、国の成り立ちや文化であつたり、特に日本とはペット、動物に対する考え方がだいぶ違うのかなという風には思うんですが、そんな中で、是

非視察のどこかで、実際に飼ってる人とかと、その市民、国民として、その国でペットを飼うことについてどう考えているのかとか、その自治体がやっている施策が住民として満足いつてるのか、もうちょっとこういうところが欲しいんだとか、そういう住民レベルでの交流とか、意見交換とかっていうものを、是非設けていただきたいなという風に思うんですけども、まだこれから細かい日程は調整されると思いますが、犬の学校とかも方法であるかもしれませんが、一度そういうところを見ていただければと。

会長（加藤盛司）

はい、安井議員。

提案者（安井つとむ）

中身につきましては、中村議員の方から色々御説明があったところでございますが、今、山本副会長の方からも質問がありましたけれども、従来動物愛護と言いますと、どちらかと言えば飼育者の方の視点から色々関わっているというケースが多いわけでありましてけれども、今回京都市でセンターの設置をすると、やはりそういったこととはまた違って、飼育者以外の、いわゆる市民全般の動物愛護に対する知識、また今のセンターの方が色んな御意見があろうかと思っておりますので、そういったことにも視点を置きながら、これからこういった活動センターを利用していくということにもつなげればなど、こう思いますので、今、御指摘にもありました点につきましても検討を加えて、実施できるように何かできたらと思います。

会長（加藤盛司）

山本副会長。

副会長（山本ひろふみ）

私も先日ロードプライシングということで行かせていただいて、役所へ行くと、結構うちはやってますよって言うんですけども、市民の人と話をすると、いや実際はそうではないんだというような話もちよくちよく出てくることは出る、その辺もやっぱり、我々議員として、両方から複眼的にと言いますか、冷静に物事を見ないといけないと思いますんで、その辺も含めて、また行っていただけると。

会長（加藤盛司）

はい、中村議員。

提案者（中村三之助）

プロドック、ティアハイムなどの色々な施設のところで、色々な一般の方が来られてる時間というか、必ず生まれてくると思うので、そういう機会をうまく見つけて、私も興味ありますから、飼ってる方に対するお話を伺うというような形のプログラムを是非ともここに組み入れていきたいと思っています。

会長（加藤盛司）

はい、ほかに。加藤あい委員。

委員（加藤あい）

動物愛護センターをよりよいものにするということや、動物愛護の本市の取組をよいものにするということについては、本当に異論はございません。大事なことだという風に思っております。それを前提にしたうえで、先ほどの説明がありました3ページのところで、国内の類似施設にも興味のある取組をしているところが見られるが、まちづくりという観点からはないんだって

いう御説明がありました。本当に、国内で調査をするっていう必要性が高いようなところがないのかどうかという点について、是非お伺いしたいなという風に思うんです。

例えば、その殺処分をゼロにするっていうのは、すごく大事なことだっていう風に思うんですけれども、京都市も色々努力をしておられるっていうのは、現場にも行かせていただいて話も聞きましたけれども、こういう点で言えば、ほかの都市にももう少し頑張ってるという風な都市が国内にないのかとか、研究に値するような対象があるかどうかという点については、いかがでしょうか。議員の先生にももちろん、お話したいと思いますし、今日専門家の吉田先生にも来ていただいておりますので、もし御発言いただけるようでしたら、併せてお願いしたいと思います。

会長（加藤盛司）

中村議員。

提案者（中村三之助）

当然、日本にも私が知ってる限り、横浜であったり、神戸であったり、それから青森であったり、少なくとも、京都の施設よりも良くて、そして取組もそれなりに進んでいるというところがあります、知っています。当然、そういうところへ視察も行きまして、当然得るべきところは得るようにしていったらよいと思うんです。しかしながら、やはり今回の9月からの動物愛護に関わる部分においての取組というのは、まだみんなそれぞれがこれからやらはると言う、それを踏まえた施設というのは日本のどこにもない。

それと、京都は当然新たにリニューアルする際に、そういった今ある日本の施設のところから、更に一歩二歩、もう言うた

ら三歩ぐらい進んだところを目指した中でソフト作りをすると描いて、やっていかなくはないかだろうと。だから、そういう意味では、市民のそういった情勢、啓蒙、啓発を含んでの行政と民間とそれから施設から言ったら、そういった連携とかいう部分は、やはりドイツ、イギリスとかいうたら、うんと進んでいるというところは、これは情報として聞いておるところなんで、その辺のところは、吉田先生の方からお話ししていただいたらなと思うんですけれども、そういう中で、世界の進んでいるその取組をしっかりと調査して、研究してきて、それで本当にある意味で京都に持って帰ってきて、いかせるものはいかしていくという、ただそれも何年後かの将来のビジョンを踏まえた中でソフト作りをやっていかなあかんというような思いがものすごくしてるもので、必要性はそこにあるなと、このように思います。

会長（加藤盛司）

今日の審査会に御参加いただいております吉田委員さんの方から、今の加藤あい委員から指摘があった点について、どのようにお考えになっているのか、ちょっと御所見をお聞かせいただけますでしょうか。

委員（吉田真澄）

そうしますと、少し話をさせていただきたいと思います。

今回の京都の計画っていうのは、私の知る限り、まず「京（みやこ）・どうぶつ共生プラン」というのがありまして、京都を人と動物の共生地にすると、ここから出発している。ここがほかの都市の、あるいはほかの県の動物愛護施設というものの位置付けと非常に大きく違うところがございます。ほかのところは、動物愛護管理法との

関係で、動物保護の施設が必要だということで。そして、この調査は、極めて明確にその関係を打ち出すということをやっており、ここが私の知る限り全国にないところというところがございます。

他方で、私が拝見した限り、ドイツにしろ、イギリスにしろ、基本的にその動物保護施設というのは、殺処分というのはしないということを非常に大きな前提にして、様々な努力工夫をしている。その結果、ほとんど人間の都合で、あるいは施設の都合で殺処分をするということはほとんど必要ない。こういう状況にまで持っていったと、まさにこの様々な努力というものを、日本が今度動物愛護管理法の中で殺処分ゼロというものを目指し、それに近付けるべく努力をせよと、こういうことが決められたわけでございます。この動物愛護管理法の改正ってというのは、施行は9月1日からでございます。

そのような時期にこの京都が動物愛護センターを造られると、まさにそのこととの関係で言えば、京都が全国に範を示し、殺処分ゼロを目指す施設というものの、ハード面はこうあるべきだがソフト面はどうだという類いのことをむしろ示す。そのために、海外で既にそれを実施していると、ああいう施設を調査することは、私は意味があるのではないかと、今回もこの計画書を拝見して、そのように感じた次第でございます。

このようにお話しすれば、少しお分かりいただけましたでしょうか。また私の方から、私の知る限りのことは申し上げたいという風に思っています。

会長（加藤盛司）

井坂副会長。

副会長（井坂博文）

私の意見を言う前に、先生に続けてお話しただきたいんですけど、色々と調べとりましたら、この日本でも名古屋であるとか、あるいは横浜であるとか、この種の施設センターがあるという風に聞いているんですが、そのいわゆる良い面と、悪い面、この直す面と改善すべき点というのは、どのように認識をしておられるでしょうか。

会長（加藤盛司）

吉田委員。

委員（吉田真澄）

基本的に、市民との結び付きというのを色々考えて、そのハード面だけでなしに、ソフト面も折半して、その運営を行っている。こういう傾向がかなり強く出てきていると、こういうことが言えることではないかという風に思っています。とりわけ、横浜にその傾向が強く、更に施設としては小さいですけども、新潟県の施設であるとか、そういうところが、そのことをかなり強く意識したものになっております。一方で、この京都というのは市長さんが共汗という言葉が非常によく使われる、この問題についても、例えば個人、団体、業者、そういう類いのところが、お互いそれぞれの役割を果たしつつ、不足する部分を補う。その加減においてまさしく共汗という言葉に値する、そういう類いの作業を行う、ということが非常に強く求められ、市民からはその点について、多くの期待がされているのではないかと私は認識しておりました。そのこととの関係で言えば、例えばイギリスのR S P C Aという資金的なサポーターと、人が自分で何かをしたいというサポーターなどを合わせると約100万のサポーターが裾野に、そこが色んな活動をさせなが

ら、イギリス全体を網羅する。

ドイツのベルリン動物保護施設、これを運営するベルリン動物保護協会というのは、イギリスのRSPCAと比べると規模は小さくなるとしても、非常に大きなサポーターを用意し、その人たちの協力関係の基に、その活動というものが成り立っていると。こういう視点からすると、その活動というものがどのようなもので、どのような点で民間の力を利用し、どういうことを組織がやってるのか。

ちなみに、そのベルリン動物保護協会も、RSPCAも資金は一切、公的資金というのは入っていません。全てそういうサポーターの支援によって成り立っているというものでございます。

今後の日本の動物保護施設での運営の在り方、そして日本の今の財政状況っていうものを考えると、国も自治体も、さほどゆとりがあるわけではない。そういう中では、今申し上げたような仕組みというものを一部取り入れるというようなことも、将来的には一つの重要な課題になるのではないかと、この文面からはそう認識したわけでございます。そういう点で、私はまず京都市がやるべきは、そういう日本に今までなかったノウハウ、そして仕組みというものをどう取り入れていくかということこそが、非常に重要な課題であると、そして更に言えば、今、日本のテレビの中でも、世界で一番例えば犬が暮らしやすい町はというと、おおむねドイツのベルリンとイギリスのロンドンというのが挙げられているわけでありました。

これは、現地に行って、それを見て初めて、なるほど共生というのはこういうもんであろうかということがよく分かる。そのことを、きちっとやっていただきたい。私は、ざっくばらんに申し上げて、それだけ

のテーマを掲げるということになると、事前の様々な準備というものなしには、この日程でこれをこなしていくことは難しいのではないかと、はっきりそのように感じております。その点では、私からの注文ですが、事前にその調査先と密接に連携をとりながら、資料収集を行い、事前に様々なものを調べ、どれが日本である程度理解できることになるのか、それを前提にして、向こうでないとは調べられないものは何かということの仕分けをきちっとされた上、訪問されるということを委員として求めたいという風に思っています。

ということで、よろしいでしょうか。

会長（加藤盛司）

井坂副会長、どうぞ。よろしいか。

副会長（井坂博文）

はい。

会長（加藤盛司）

ほかに。湯浅副会長。

副会長（湯浅光彦）

ありがとうございます。

私の方からも吉田先生に少し伺いたいことがあるんですけども、今おっしゃられましたように、日本にはなかった仕組みを是非とも調べる価値があるというお言葉でございました。一方、私もこの動物愛護については、共生も含めて異論はないんですけども、一つお聞きしたいのは、今回動物愛護管理法が改正をされます。当然、国の方でも、単なる管理から愛護法と言いますか、共生ということについては、十分うちで知ってることではなからうかという風に思っております。どれも国の法の改正をするに当たってはですね、当然、海外の事

例も含めて調査している上での話だという風に思っているんです。その辺のところ、この管理法における、まず国が決めてきたこの改正を基に京都がやるわけですけれども、ここのところが、やはり海外の必要性というところは、どうなのかなということを生先生の御所見をちょっと伺えればなと思うんですが。

会長（加藤盛司）

吉田委員。

委員（吉田眞澄）

確かに、動物愛護管理法は国の法律であります。他方で、動物養成というのは、地域間によって様々な問題状況に違いがある。そのこととの関係で言えば、地域がどうするかというものは非常に重要なことでもあります。そのこととの関係で、今回のその法改正に当たっての付帯決議というものに、国は財政面での支援ということを色んな形でしなさいというおおよその課題で整理しているところでもあります。やはりこの問題については、基本的にそのことが一層強く出てくるであろうことが、それぞれの地域で濫用したりとか、あるいは何をすべきなのか、どういう感じで、どういう順序でやっていくかっていうことを決める。これが、非常に重要なことになってくるのではないかと。以前は、横並びで全てのところに、例えば国がこうだと言えば、組織図が同じように造られているというようなことだったが、ここにきて愛護センターというものものの運営を見ても、ばらつきが出てきたと、こう申し上げてよいので、今先ほど申し上げたように、動物の問題は地域によってかなり温度差があると、問題状況が違っていると、その答えに対応するためにはその仕組みを、というものの以外考えられない、こう

申し上げてよいのではないかと思います。

会長（加藤盛司）

どうですか、ほかに。はい、加藤あい委員。

委員（加藤あい）

今日は、御説明いただいた議員の先生が、直接あまり詳しく触れられなかったんですけども、5ページ以降のことを、一つはドイツのベルリン動物の保護施設ということで、調査対象に挙がっているんですけども、この施設の規模でいうと16万平米という広大な敷地だというようなことであるとか、スタッフ120名で、動物の世話係100名、獣医師15名と、等々、色々書いてあるんですが、後段のところに、調査の必要性と調査項目ということで、施設の規模は京都の場合と異なるというような表記もあるわけですけれども、実際この保護区域に報告された、先生にもこのお話お伺いしたいんですけども、どういう差があるのか、規模の差ですね、土地の面積や施設職員等々の規模は、京都市の今造られようとしている愛護センターの規模とどういう開きがあるのかっていう点については、いかがでしょうか。

会長（加藤盛司）

中村議員。

提案者（中村三之助）

16万平米、これは一番大きいところのベルリンがでかいんですけども、京都は今度は1万平米ですから、16倍の面積ですよ。

何が違うか言うたら、犬を中心とした、犬の檻というかね、隔離している施設ですね。そういう1匹が所有する広さが、全然

違いますでしょう。まずでしょうというか、そういう具合に聞いているのですけども。それからドッグランというんですけど、今度造るわけですけれども、そういう色々なところとか、場所がちゃんとある散歩のコースがあったりとかですね。それから、しつけ教室をする必要なそういうエリアがちゃんと設けられてるとか、とにかく大変大きな広さですので、それにあつた設備がドイツでは豊富にあるんですが、しかし、京都は今回造るのは1万平米で、ほんなら小さいからと、16万平米と全然その違うわけですけれども、コンパクトにその中で都市型のものを造ろうとしているということですし、分からんといつても、結構そこそこ練り上がったと思うプランができるようなことも今計画されていますし、何が私は重要かというたら、向こうで、そういう広さで当然、いくかどうかというもんでなくて、中で得ることはソフトなんです。その中で、施設色々、ボランティアをどのように活用してるかが、施設と行政とのそういった連携とか、協力とか、また施設間の連携協力とか、職員とボランティアのその関係とか、そういうものがものすごくうまく歯車が合って運営されているというように聞いております。その辺が、今後行って、それこそ日本にないノウハウ仕組みというのが、ここで色々得るところが大いにあるなと。だから、大きさを見習うということじゃなくて、その辺のソフトの声も十分に見てきたいなと、こんな風に思っています。

会長（加藤盛司）

加藤あい委員。

委員（加藤あい）

もう一回、これ警察官の詰所が設けられ

ているとか、よく外国でアニマルポリスとかいうのは聞くんですけども、その今度法改正がされて、施行されるっていうものにある事情っていうのはあるかと思うんですが、こういうドイツ等々の外国と日本の国の法体系、こういう動物愛護に関するその違いっていうのはあるのかどうか。

要は、改正されたこの日本の動物愛護法の下で、ドイツのようなことができるのか、どうかということですね。そのためには、法体系も考えなくてはいけないというようなことなのか、いや地域でできるというようなことなのか、その辺りはどうなんでしょうか。

会長（加藤盛司）

専門家の吉田先生に御判断いただく方がいいかなと。吉田委員。

委員（吉田真澄）

これは、私が承知している限り、ドイツはその仕組みと、日本の仕組みというものの間には、もちろん色々大きな違いがあります。

例えば、ドイツは日本で言う憲法に当たる、基本法の中に動物保護は、将来のドイツ国民に対して責務をうたっておりますね。そのこととの関係で、立法、行政、司法のあらゆる場面において、そのことが尊重されなければならないという風におっしゃられているわけでありまして。他方で、今の問題で言えば、確かにベルリンの動物保護施設には警察官詰所のようなものがございまして。これは動物虐待の形跡がある、動物が保護の対象になったというような場合に、いかにしてその証拠を残すか、そういうものがあるという風に承知をしております。そのことは、今度我が国においても、動物虐待の罰則は更に強化されました。そのこ

ととの関係で言えば、罰則が強化されればされるほど、当然疑いをかけられた人のガードというものも強くなる、いかにして証拠を残すかと、ということは非常に重要な課題になってきます。日本においても、今のような仕組みっていうものがどうしても必要になってくるだろうと、40年間の弁護士活動、大学での法律の講義を通じて感じるわけでございます。冒頭にお出しになった警察官の詰所というものと法律の関係というようなところで言えば、罰則が強化されればされるほど、その加害者として疑われたりというその人たちのガードが強いものになる、その中でいかにしてそれを証拠立てていくか、非常に重要な課題になってくるということでございます。

ベルリンと日本とでは、非常に大きな違いがあるのでないかということで、ベルリン動物保護協会にかなり大きな医療施設がありました。京都の今度の施設とああいうものは、施設の有効活用ということを考えた場合には、課題になってくるはずだという風に私はいらしておりますけれども、動物に虐待の形跡があるというようなことになったとき、それをどうするかということについては、この医療施設というものが、ある種大きな役割を果たすことになるのでないかと、また、そういうそのものに将来的にはしていく必要があるのではないかと、そういう風に思っています。そういう点でも海外のその施設と、ああいうものは見ておく必要があると、私の考えでございます。

これは、ひょっとしてこの今回の調査の趣旨というものの中に入っているのか、入っていないのかというのは分かりませんが、せつかくだったら入れられるものではないかと思えます。

会長（加藤盛司）

よろしいですか、ほかに。吉井委員。

委員（吉井あきら）

私自身、横浜の施設を見に行ってきました、あのイメージがすごく強くて、先ほどから御説明があったんですけども、ソフト面についても、ハード面についても、やはりあのイメージが強くてですね、あそこからこう抜け出すイメージが今まで出てこなかったんですね。今、中村先生、安井先生、それから吉田先生から色々御説明いただいて、引っ掛かっていたものが少し取れたかなという風に思います。中身のことで全く違うんですけども、最後のこの調査の日程ですね。この辺は、7月から8月、先ほどちょっと御説明の中で、旅費の範囲内ということであったんですけども、もちろん受け入れ先のこともありますし、できるだけ抑えられる時期に行かれたらという風に思う、その辺りは先生どうですか。

会長（加藤盛司）

では、これは中村議員。

提案者（中村三之助）

御承知のとおり、夏休みの時期には航空運賃がうんと高くなるということですので、いかんせんこっち側の都合だけで、予算をオーバーしてしまうというようなことも聞いたりもするので、その辺は、これが今日はっきりオーケーいただいたら、早急に旅行会社等、色々問い合わせをしながら、この日程で行けるのかどうかっていうのを探りながら、我々行くメンバーの都合もあったり、当然向こうは夏休みがあるという地域なもので、お役所がお休みというようなところも結構多いというようなことも聞いていますので、その辺の詳しい方なんかに聞きながら、行って対応してもらわれへ

んとかになったら意味がないので、そういう風なところを色々要素をうまく調査して、とにかく8月末までには、予算内で行けるところを、今のことも条件が満たした中で行きたいなということなんで、今ここがということがまだはっきり、こう申し上げられないというか、そういう理由によって、その辺ちょっと御了解いただきたいと思えますのでよろしくお願ひしたいんです。

会長（加藤盛司）

というか、そういうことでなくて、私ずっと話聞いてて、9月1日から法改正があるんで、それに合わせて、その8月末までの計画をあえて高い時期を、その掛かるけども組まれたんかなという風に理解してたんやけども、逆に言えば、先ほどの吉田先生等との話も含めて、あえてその高いときに行かなければ、時期的に、9月1日までに、法改正までに行かなければいけない調査なのか、先方さんの都合、参加者の都合もあるんですけど、それをちょっと外した9月の法改正以降においても、この調査というのは、別に問題ないというか、京都のそういうものにいかせるのかどうか、ちょっとその辺、吉田先生のお考えをお聞かせいただきたいんですけども。吉田委員。

委員（吉田眞澄）

私の方で、この委員会でこの話を出すべきかどうか、少しちゅうちょするところもありますが、既に建設については、様々なことが、かなり細部についての議論がされまして、それが実際に決められつつある、こういう風に承知をしております。その中で、私が知り得ているかなり明確な知識との関係で、これはいかななものかというようなことが、その委員の中から言われ、そしてそれがすんなりと決まっていっている

という、そういうことがございます。

具体的に言えば、ドッグランのフェンスの高さは1メートル80ということをおある委員の方がおっしゃって、ほかの委員の方、何もそれについては言わなかった。私だけ、今日アメリカのニューヨークのドッグランの写真の1枚を持ってきております。これを御覧になれば、フェンスの高さというのは1メートル80どころか、まだまだ緩いですよね。ということはどういうことかと言えば、大型犬であっても、その高さは跳べるものではないということは、その犬の行動というものを知っている人であれば、誰だって分かっていることです。ですから、ニューヨークの町のだ真ん中で、フェンスだけで絶対その犬が逃げないということは、アメリカ人であれば誰も納得する。そういうことが、その京都で行われているということになると、それこそ、その海外から日本に施設を視察するというようなことがあったときに、恥さらしだと、はっきり言ってそういうことになるのではないかという風に思っています。是非この点については、色々な点から、十分精査されて、その理屈に合わないこと、そしてそれについては、費用掛かりますよね、高くすることは。まさに、そういうものをせず必要などころのお金を使うということこそが大事だと思います。それが、市民の負託に応えるべきものであるという風に思っています。

それについて、更にこういう話をすればお分かりいただけと思うのですが、アジリティのハードルの高さというのは、小型犬の場合は、体高が35センチであると、それについては、25センチから35センチ。中型犬っていうのは体高が35センチ以上で43センチ未満。これについては、35センチから45センチ。さらに大型犬というのは43センチ以上。これについては、55センチか

ら65センチというのが、アジリティのハードルの高さ。これは、訓練をした犬でなければ、実はそれは跳べないからアジリティでその高さにしているわけです。実際には、もっと低いところでも跳べません。犬の目線というのは体高よりまだ低い、しかも四つん這いで歩いてますから、それなりの目線です。そのこととの関係で言えば、目の前に自分の目線より高いものがあつたら、どちらかという恐怖心を持つ、それを跳び越えようとしなないというのが犬の行動では一般的であります。そのことからすれば、180センチというのは誰がどう考えても分かることです。こういう考え方がまかり通っていると、私としては、非常に不思議なことだとそういう風に思っておりますので、少し申し上げたい。

そういうことがないように、せっかくお金を使い、京都に日本一、そして私は規模的に言えば、ドイツのベルリンというものと比べれば、確かに片や16万平米、京都は1万平米であります。片や50億の建設費を使っています。日本的に言えば、多分これは100億ぐらいの値打ちのあるお金だという風に思っております。そうすると、それと競争するという事は、ハードの面ではできるものではないという風に思っておりますが、その施設をソフト面でどう活用するかということが知恵の出し合いであります。そうすると、多分それをしっかりとやれば、ハード面ではもちろん規模的に違いがあつたり、色んなことがあるとしても、京都の犬は世界一幸せな犬の仲間入りができるのでないかという風に、私は強く期待をしております。

ということで、よろしいでしょうか。

会長（加藤盛司）

ハードも含めて今決められてることにつ

いては、先生自身は疑問を今言っていたわけなんですけどね。だったらやっぱり、この高くても8月中までに行つて、できるだけそういう計画に反映されることがやっぱり必要なのか、それが1、2箇月ずらせば、大分金額安くなると思うんです。特に、飛行機代が。やつたら、やっぱり時的にもうそれでは遅いという風にお考えなのかその辺はちょっと。吉田委員。

委員（吉田眞澄）

そもそも、私は建設計画との関係で、この予定というものが考えられるべきもので、建設計画が進んでいる以上、そして日本の今の仕組みからすると、予算執行だ、何だということを考えれば、それを遅らせるということは非常に難しいのではないかと。これは私自身も国立大学当時、帯広畜産大学の総務担当理事をやっておりましたので、様々な苦勞してきた中で、おおむね分かっていることでございます。

したがって、時期は、この時期以外非常に合にくいことかなという風には思いません。

会長（加藤盛司）

という御意見で、はい。という先生からの色んな御意見があつたんですけれども、佐々木委員、はい。どうぞ座つて。

委員（佐々木たかし）

京都党としても、そもそものスタンスというか、そういう部分もあるので、しゃべりにくい部分もあつたんですけれど、今先生の御指摘にあつた中で、そのタイミングつていう部分で、その計画というか、この話が出てきたときも、そもそも「もう、遅すぎんのか」という声もよく聞いたと思う、私の耳にも入つてきたんですけれども、

そこら辺に関してはどう思われているのかというものが1点と、その3ページで、この1, 2, 3と提言があるとおりというもので、この3つの指摘があるわけなんですけれども、これから求められるのは総合力であると、そのような視点からすると、我が国には参考事例がなくっていう、ここのロジックももう一度説明をお願いしたいと思うのと。あと、あまりこの視察の中に運営とか共汗とかいう言葉が出てきているにも関わらず、その公的資金が、公的資金に頼らず運営されてるっていうことに対する、あまり調査に重きを置かれてないのかなという風にも感じるんですけど、その3点に関してお答えいただきますでしょうか。

会長（加藤盛司）

中村議員。

提案者（中村三之助）

はい。そしたらまず始めにですね、おっしゃったその時期が遅いんじゃないかというようなことですが、はっきり申し上げて、当然もっと早く行けたら良かったなという思いは持っています。しかしながら、逆に今行かなかつたら、失うものはもっと大きいと、このように思ってるんですね。なぜなら、2ページのところを見ていただいて、先ほど来、繰り返してみたいになりますけれども、まず、これらの今後のできた後、取り組んでいく中で、京都が先ほどの先生のお話もありましたように、市民の動物愛護に関する、そういった活動に対するその効用とか、それから関係者間の相互理解に基づく、共汗の関係こういったものも、ソフト面をもっと充実させていかないと造った施設が結局よいものになっていかない、要するにソフト面がものすごく必要だということですね。そういうところにおいて、まだ

まだこれから建設されようとしてる、ハードの面はそこそこ進んできておりますけれども、それにおいても、まだ微調整が当然なされる余裕があるからこそ、早く行きたいという思いがあるんですけども。今、ボランティア、奉仕から要請するような話出ていますけれども、それとの関わりとか、こういったところというのは、まだまだ世界のレベルの部分のところの情報をしっかり得るといふことにおいては、決してまだまだ遅くないというか、行く必要があるというように思います。

それから、あとおっしゃった部分で、取組の中で、ボランティアにおいて、寄付によって運営されているティアハイムなんか大体そうなんですけれども、まさにそういった国民の動物愛護に対する意識レベルの高さというものはどこにあるのかと、それがどういうシステムで、また出てきた部分も含めて、何らかの国民に対するアプローチがあつてのことやと思うので、こういったところが当然この視察項目の、読んでいただいたらと、5ページ以下の、調査の必要性と調査項目の数字のところを細分化させていただいておりますので。当然行けばそういう話をしっかり聞いてこようとは思ってますし、させていただけるものと思っております。もう一つ何でした。

会長（加藤盛司）

佐々木委員。

委員（佐々木たかし）

その何ですかね、京都動物愛護センターを設置するに当たり、当該構想委員会からも提言があるとおりっていう、3つの部分だけやったら、それこそ熊本なんかもよく名前が挙がりますし。国内施設だけでも別に問題ないのかなと思うし、見るだけでも

十分解決できるのかなと思うんですけども、その下にいつの間にか総合力が求められる、だから海外行かなあかんねんって、こう何か、分かるような感じもするんですけど、何か急に飛躍しすぎ、何かここら辺、ロジックというか、もう一度言葉として引き出していただきたいなと思う。

会長（加藤盛司）

中村議員。

提案者（中村三之助）

これは、構想委員会から出てるやつ、繰り返しになりますけれども、「人と動物が共生できる、潤いのある豊かな社会」の実現、それから誰でも利用できる施設にしていきましょと、動物愛護ボランティア等の協会の薦める施設に造り上げていきましょというの、今回の京都のセンター整備について、構想委員会からの提言なんですよね。こういったことに関しては、私も当然そのとおりと、まさにそういう風にしていくべきやということからを受けて、その構想委員会からの提言は、私らもそれについても重要と思い、それをいかすためにも、そういう理解の下、書いてあるような形でやって行くわけですけども、ただ、そういうために何が必要か言うたら、やはり日本のさっきからいくつもある施設の中でもやっぱりないのは、最初の吉田先生の話にあった、まさにその新改正法、動物愛護改正法にのっとして、動物との共生を中心に捉えていなかったということですね。今回、京都が造るのは、あくまでそれが基本、前提として造ろうというところが、大きな違いやと。そうなったときに、ただ動物を保護する、管理するという観点じゃなくて、色々な地域、それから社会、それから色々な団体、それから当然また京都市民

との連携協力とか、またそれに動物愛護に対する、啓蒙、啓発とか、こういったまた子供に対する教育とかも含めて、色々な形で総合的に取り組んでいかななくてはいけない。

すなわち、まちづくりになるんだと、それが。そういうような高い次元での観点で、この京都の施設を造っていくべきであろうと、このように思うからこそ、今回このように、視察を行うと。もう繰り返しませんが、先ほどのような調査報告を持って行きたいと、こういうことなんです、大筋は。

会長（加藤盛司）

よろしいですか。おおむね、御意見も出て、それぞれ、吉井委員から一部、また今もあつたんですけど、国内施設の視察ではだめなのかということについての、提案者なり、また吉田委員からのお話もあつたかなと思うので、時期的なものも含めて、やはりこの提案されてる時期にというお話も先ほどあつたと思うんですけども、本審査会として、調査の実施に対して必要性について、これからお諮りをしたいと思うんですけど、その前に何か御発言あれば、はい、湯浅副会長。

副会長（湯浅光彦）

今、会長の方から、採決をというふうな趣旨のお話があつたと思うんですが、今お話を伺っております、吉田先生の方からこの調査項目の中で、そういうその仕分けの必要性とかっていうようなことも、御指摘も今いただきましたので、この内容そのほかについては十分に理解をさせていただいたんですが、一度その辺のところ、できれば持ち帰らしていただいて、次回に回していただけないかなという、これは意

見として申し上げたいという風に思います。

会長（加藤盛司）

はい。井坂副会長。

副会長（井坂博文）

今回の視察の提案があって、正直言います、初めて動物愛護の日本の状態と外国との違いっていうのをまざまざと感じたというのが正直なところです。

そこで、聞けば聞くほど、フランス、ドイツ、イギリスの文化と日本の文化の違いっていうんですかね。あまりにもかけ離れているっていうか、レベルが違うなっていうのを実感するんですよ。ですから、動物愛護という点の、その保護という点もそうなんですけど、動物に対する意識なんですよね。やっぱり、大分違うなと思うんです。ドッグランの話も出ましたけど、高速道路のサービスエリアでも増えています。やっぱり、ずっと車の中に囲われて、走り回りたいという動物の思い、だからああいうサービスエリアのドッグランがあると思うんですけど、それを本当に快く思っていない人もいますし、フランスのふん害の例も出てますけど、バイクでふんを回収に回るっていうような文化っていうのは、およそ日本にはないですよ。動物がふんをしたらそれはもうほっとくと、で、汚いもんだという思いがあるんですよ。かなり、この文化意識の違いっていうのを前提にして、今度の動物愛護センターも考えていかないと、器というハードの面とソフトの面と、そう簡単には受け入れられるのかなって気はいたしました。

なおかつ、この時期に、この期間でこんだけの内容をやるっていう際に、準備のことも必要だという風におっしゃいましたし、短期日でこれだけの濃い中身っていうのが、

どれだけ得るものがあるのかっていうのは、よく精査をしないといけないのかなっていうのを先生の話も含めて感じました次第です。

会長（加藤盛司）

はい、ほかに、皆さん。どうぞ、吉田委員。

委員（吉田真澄）

今のお話の中に、とりわけヨーロッパないしアメリカ、つまり基督教の社会と日本の社会との間に、動物愛護については非常に大きな違いがあるのではないかということは、これまでも色々と言われてきております。そのことに関連して言えば、例えば基督教の世界では動物のお墓というのはそもそもないんだと、今もってこのことを言う人がおいでになります。しかしながら、このドイツのベルリンの動物保護施設に行けばお分かりいただけと思いますが、基督教の社会にも関わらず、この保護施設の付属施設として、動物霊園のようなものが設けられております。つまり、宗教というものによる違いというものは、ペットに関連して言えばだんだんと、もちろん全体的に宗教の力というものがその生活の中で弱まっていくかっていうことは、ヨーロッパの基督教社会についても言えると思うし、日本のその仏教信教をベースにしたところでも言える。その点での違いというものが大分まかないつつあるのではないかと、更に言うと、その日本型の動物愛護というものがあるという人がいるんですが、それでは具体的に、今どのようにそれが日本でその表面に出てきているかという、それについては何もお話になっていない。ですから、一般論として、今の話はある種、もっともなように聞こえるん

ですけれども、それについて具体的にそれではどこをどうしなければならないのかということについての答えは、多分、2、3年議論しても出てこないという風に思います。そのことを念頭に置けば、この歩みを遅らせてでも、少しそのことについて精査をしていこうということは、無駄な話であるという風に、私は断言してよいという風に思っております。

これについて、新しいことが色々出てきたから、持ち帰ってという話がありました。議会というものについて、どうということかということとはよく分かりませんが、私自身の考えていることは、動物愛護に関連して、少なくともこのことについて積極的に協力をし合ってやっていくというのが国の基本的な形です。そのこととの関係で議員立法として、動物愛護管理法がその都度、今度は政府提案のものにしてるといふ一つの結果としてそうなっているというのは、私はこの動物愛護管理法について言えば大切なことであると、それぞれの人が十分よくこのことをお考えいただき、対応をしていただくということが大切ではないかという風に思っております。時期的にもう遅いのではないかという意見があるかと思えば、持ち帰ってという話があったりということで、非常に不思議な立場、議員以外のことで聞いていてその感じがするわけでございます。これは、議員でないその特権であればこそ、今申し上げたようなことはお話しさせていただきたい。

要は、申し上げたように、予算の仕組みというものが、それが進んでいるということである以上、この問題については早くに決着をつけるということが、やはり極めて大切なことになり、その準備のために時間を使うということを考えれば、今でも、私はやっぱり遅いという風に思います。

ですから、必要なことが遅れて、これについては、やはり何らかの手当てをすることが強く求められているのではないかという風に思います。その点について、是非ともまずよくお考えいただくということは、間もなく京都市民になる私の立場からも一つ申し上げておきたい、こういう風に思います。

会長（加藤盛司）

先生、誤解があったら、あったかも分からないんですけども、ただ、この計画を遅らすために持ち帰るとかそういう話じゃなくて、私らはそれぞれの会派の代表として今ここに参加させていただいて、今はもちろん計画書うんぬんについては、事前にすべての議員に目を通して知っているわけなんですけども、先生からのお話も含めて、我々が会派内での態度を決めるときに、やはり、それはこういう審査会の話であって、そしてやはりそういうことを伝えて、会派の皆さんに御理解を得た上で、やはりここで賛成なり、反対なりということをしてほしいということであって、決して持ち帰ることそのものが、いたずらに時間を延ばしたりとか、結論を先送りしたりとか、いうことではないということだけは、ちょっと御理解を賜りたいと思う。吉田委員。

委員（吉田真澄）

私が申し上げたように、この問題は、その全部が気持ち良く前に進めるということが市民からも求められている。そのこととの関係で、今のお話であれば非常にもっともな話だという風に思いますので。

会長（加藤盛司）

湯浅副会長。

副会長（湯浅光彦）

持ち帰ると言い出した本人ですので、これは会長の方がおっしゃっていただいたんですけども、お話伺いまして、勉強もしてきたわけですけども、逆に新たな一面もございましたし、また御指摘もございました。こういった点は、やはりしっかりと踏まえただ上で、決していたずらな引き延ばしということが、テレビに出ているような話ではございませんので、その辺だけは申し上げておきたいという風に思っております。

会長（加藤盛司）

吉田委員、今は帯広で。

委員（吉田真澄）

基本的に、この3月末で退任をいたしまして、京都に帰るべく荷物の整理だとか、あるいは、色んな向こうでの整理をやっている、もうしばらくその整理が終われば、京都市民になります。

会長（加藤盛司）

5月連休明けに、早ければ連休中にでも会議を持たれる会派があると思うんですけど、5月の連休明けには必ず全ての会議を持ちますので、できたらそのときぐらいに、もし先生が京都に来ていただけるような日程であれば、できるだけ早く、はい、吉田委員。

委員（吉田真澄）

基本的に、この仕事をお受けしたときに、その役職の関係で、私自身会議には最優先のスケジュールで出席をさせていただくという心づもりはしておりますので。

会長（加藤盛司）

そうですか、分かりました。

では、先ほど湯浅副会長からも持ち帰り、いたずらにももちろん延ばすものではないと、この計画も含めて。そして、井坂副会長から、タイトな中で、多分これから勉強会、先ほどお話しあったように、また吉田先生にも色々と御苦勞をお願いせんらんこともあるのかなという風に思いますけれども、そういうことも含めて、今日は一旦持ち帰っていただいて、そして、できるだけ早い時期に調整をさせていただいて結論を出していくということによろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

では、そのようにさせていただきたいと思います。

日程については、改めて正副会長協議の上で皆さんにお知らせをしたいと思いますので、御協力の方、よろしくお願ひしたいと思います。

以上で本日の審査会は終了いたします。

委員の皆さん、ありがとうございました。お疲れ様でした。

[午前9時29分 散会]

会 長 加 藤 盛 司
